

指定給水装置工事事業者の指定事項変更届出の案内

2020. 04. 01

大山崎町 環境事業部 上下水道課

上記の申請をされる方は、以下の手続きを行ってください。

○ 届出書類

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）（第34条関係）
※電話番号、FAX番号、E-mailも記入してください。
2. 誓約書（社名・代表者に変更がある場合）（様式第2）（第18条及び第34条関係）
3. 指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開 届出書（指定業者を廃止・休止・再開する場合）（様式第11）（第35条関係）
4. 確認事項調査票（別紙1）（任意）

○ 添付書類

5. （法人の場合） 法人の登記事項証明書
法人の定款等の写し

（個人の場合） 住民票の写し
6. 指定給水装置工事事業者 廃止・休止の場合、指定給水装置工事事業者証を返却して下さい。
7. 受講証・修了証・資格証の写し（任意）

- 届出の時期 変更のあった日から30日以内に届出てください。

- 受付の時期 年末年始を除く、月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
午前9時～12時 午後1時～午後4時
申請は、事前に予約してからお越しください。
（TEL：075-956-2101 / E-mail：josui@town.oyamazaki.lg.jp）

- 指定給水装置工事事業者証の交付
申請内容が指定基準に適合していれば、三ヶ月以内に交付されます。
※ 指定証の受取時に、旧指定証と認め印をご持参ください。

- ※ 給水装置工事主任技術者の異動があった場合
指定給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第7）（第22条関係）により届け出てください。